

## Q&A (事業全般に関するご質問)

No.	質問	回答
<b>申請関係</b>		
1	応募様式1の応募申請書の「申請者」は誰にすればよいか。	会社の代表者等権限のある方が申請者となります。 なお、共同申請の場合は、応募様式1-2(共同事業者用)をあわせて提出して頂くこととなります。この場合も同様に、会社の代表者等権限のある方が申請者となります。 会社の代表者等権限のある方が他の方に権限を委任している場合は、権限の委任を受けた方が申請者となることができますが、委任状等の提出が必要となります。
2	共同実施を行う際、代表事業者は誰にすればよいか。	代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限るとしており、この要件を満たす方が代表事業者として申請することとなります。 ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者が代表事業者となります。
3	応募様式2の「事業実施責任者」は誰にすればよいか。	会社等の組織において、実際に補助事業を行う部署の責任者(部長等)としてください。
4	応募様式2の「事業担当者(事業の窓口となる方)」は誰にすればよいか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、機構と連絡を取り合える方としてください。 なお、窓口となる方と事業実施責任者の所在地が異なる場合は、備考欄に窓口となる方の連絡先・住所を記入してください。
5	機構が開催する公募説明会への参加は、本事業に応募するための必須条件なのか。	本事業に応募するための必須条件ではありません。
6	審査基準はどのような内容か。	現在、当機構ホームページに、「平成29年度審査基準」を掲載しておりますので、参考にしてください。 なお、「平成30年度審査基準」は、4月中のホームページ掲載を予定しています。
<b>申請方法等</b>		
7	申請受付窓口はどこか。	「一般財団法人環境優良車普及機構 物流CO2削減促進事業執行グループ」が申請窓口となります。
8	申請は持込みでも構わないか。	申請は、郵便や総務大臣の許可を受けた事業者が扱う信書便での送付又は持込み(平日9時～17時まで)により、受け付けています。
9	同一の事業において、複数の場所で実施する場合、どのように申請すればよいか。事業をまとめて申請することは可能か。	事業者ごとに同一事業をまとめて申請することは可能です。また、実施する場所ごとに申請することも可能です。 なお、事業をまとめて申請する場合は、事業の一部のみを採択することはありません。
10	応募申請時に経費内訳の金額の根拠が分かる書類(見積書)等の添付が必要とあるが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請は可能か。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳については、概算の見積書をもとに作成頂いても構いません。ただし、交付申請時は三社見積をご提出願います。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限内のものを添付してください。
11	導入を予定している機器は、2社しか製造しておらず、2社分の見積書しか取得できないが、問題ないか。	2社分の見積書しかない場合は、明確かつ合理的な理由(2社しか製造していない等)を記載した理由書を提出してください。
12	応募は書類(紙)と電子媒体を提出するとされているが、書類をCD-Rで送付する際は、書類をPDFに落とし込んで送付してもよいか。	応募様式1(応募申請書)は、押印のあるものをPDFに落とし込んで提出してください。 応募様式2(実施計画書)、応募様式3(経費内訳)及び別添(ハード対策事業計算ファイル)資料は、EXCELの状態でもCD-Rに落とし込んで提出してください。
13	応募申請書の提出は、正本1部、副本1部となっているが、「応募様式1」、「応募様式2」、「応募様式3」、「添付資料等」はひとつにまとめてホッチキスで留めてよいか。	ホッチキスで留めないでください。 また、「正本」、「副本」という形で2部に分けて提出してください。

No.	質問	回答
14	「暴力団排除に関する誓約事項」の申請者について、代表者名(社長名)ではなく、事業実施計画書に記入する「事業実施責任者」(部長名等)でもよいか。	申請者と同じ会社の代表者等権限のある方の記名、押印としてください。
15	応募申請の様式は決まっているか。	指定の様式があります。 応募申請書(応募様式1)、実施計画書(応募様式2)、経費内訳(応募様式3)は、必ず所定の様式を使用してください。 応募様式2及び3については、各事業ごとに様式が異なりますので、必ず応募をする事業の様式であることを確認してください。
<b>応募申請時の提出書類</b>		
16	添付書類の見積書は、様式の指定はあるか。	指定の様式は定めておりません。
17	市町村が申請者である場合も、企業パンフレット等の業務概要や経理状況説明書を提出する必要はあるか。	市町村が申請者の場合、パンフレット等の業務概要は不要です。経理状況の説明書に代えて、今年度の当該事業に係る予算措置が講じられていることを明確に示す資料を提出してください。
18	株主向けIR情報として、業務概要及び直近2決算期に関する貸借対照表・損益計算書をパンフレットに記載し、自社のホームページにも公表している。提出書類として、これらの資料を使用することは可能か。	当該資料を使用することは可能です。
19	貸借対照表・損益計算書は、グループ全体の連結決算書でもよいか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書等経理状況が分かる書類を提出してください。
20	ファイナンスリースの場合、応募書類(業務概要、定款、直近2期貸借対照表、2期損益計算書、事業の許可証、暴力団排除の誓約書)は、共同事業者も必要か。	ファイナンスリースの場合に限らず、共同申請の場合は、代表事業者分と共同事業者分を提出する必要があります。
21	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要か。	原本証明は不要です。
22	CO2排出量の削減目標量を算出する際には、メーカーのカタログによる年間エネルギー消費量をもとに算出してよいか。	可能です。
23	申請内容に関して質問がある場合、どうしたらよいか。	質問はメールでお願いします。 ホームページに掲載している機構所定の質問用紙を使用してください。
<b>申請の辞退等</b>		
24	応募申請後、諸事情により申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいか。	申請を辞退する場合、必ず機構に連絡してください。
<b>事業年度</b>		
25	事業はいつまでに実施すればよいか。	平成31年2月末日までに、検収確認・竣工確認等を行い、発注先への支払いも完了させて、事業完了とする必要があります。
26	複数年度にわたる事業はどのように申請すればよいか。	補助事業の実施期間は原則単年度です。 複数年度の事業とせざる得ない場合は、必ず相談してください。
27	複数年度にわたる事業で申請し、今年度採択された場合、次年度は必ず採択されるのか。	補助事業は、政府において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行い得るものであり、次年度予算の内容によるため、現時点では次年度の採択は確約できません。
<b>補助事業で導入した財産の処分</b>		
28	補助事業で取得した財産について、何かしらの事情で処分する必要が生じた場合、制限はあるのか。どのような手続きが必要か。	取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産については、その財産の法定耐用年数の期間が経過するまで、機構の承認を受けずに譲渡等を行うことができません。仮に当該制限期間内に処分しようとする場合は、機構に申請を行い、承認を受ける必要があります。

No.	質問	回答
<b>補助対象経費</b>		
29	補助対象経費とは何を指すのか。	補助対象経費とは、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費は、公募要領の対象事業「オ」に記載している経費です。 詳細の補助対象経費、区分・費目については、交付規程別表第1-1、別表第1-2、別表第2-1、別表第2-2、別表第3をご確認ください。
30	補助対象外経費に該当するのはどのような経費か。	補助対象外の代表例は次の経費等です。 ・既存施設の撤去費、廃材の運搬費・処分費、移設等に係る経費 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器・設備、周辺機器、オプション品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等の経費 ・消費税は原則対象外
31	補助対象経費のうち、事務費にはどのような費用が含まれるのか。	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます。 詳細については、交付規程別表第3を参照してください。
32	採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額した場合、補助金額の増額は可能か。	採択通知に記載された採択額が、補助金交付金額の上限になります。
<b>補助事業における発注</b>		
33	業者等への発注や契約は、いつ行えばよいか。	発注等は、必ず補助金交付決定日(採択決定日ではありません)以降に行ってください。 補助金交付決定日前に発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とすることができません。
34	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とあるが、具体的にはどういうことか。	一般の競争で行って頂くこととなりますので、競争入札、三社以上による見積り合わせ等によって行ってください。
35	メーカーからの直接購入ではなく、代理店を通じての購入を予定している。相見積の取得に際し、同じ代理店を通じて他メーカーの見積書を取得してもよいか。	見積書の取得については、競争原理が働くような手続きによって、相手先を決定することとなり、同じ代理店から相見積書を取得しても、競争原理が働くとは考えられません。したがって、他のメーカー又は他の代理店から見積書を取得してください。
36	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、当社は設備の導入に当たって、従来より、安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約で行うことは可能か。	一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争又は随意契約にすることが可能です。 この場合、交付申請の際に随意契約等となる理由書を提出し、機構の承認を得る必要があります。
37	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能か。	同時に発注して頂いて構いません。 ただし、補助対象の工事と対象外の工事の費用について、発注書・契約書・請求書等の中で明示してください。

No.	質問	回答
<b>利益等排除</b>		
38	補助対象経費の中に自社製品の調達があるが、この場合、「利益等排除」の対象となるか。	対象です。 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることとなり、補助金交付の目的上、不適切と考えられます。このため、補助事業者自身から調達を行う場合は、原価をもって補助対象経費に計上することになります。(環境省所管の補助金に係る事務処理手引(平成28年4月)) <a href="http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf">http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf</a>
39	ファイナンスリース事業者が、100%同一資本のグループ会社又は関係会社から設備を調達した場合、利益等排除は必要か。	100%同一の資本であっても、別会社であれば利益等排除の必要はありません。自社調達でないものは、利益等排除の適用はありません。
<b>圧縮記帳</b>		
40	圧縮記帳は適用されるのか。	補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。
<b>他の補助金との併用</b>		
41	他の補助金と併用することは可能か。	補助事業の要件として、国からの他の補助金(負担金、利子補給金等を含む。)を受けていないこととしていますので、併用できません。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。 また、地方公共団体等からの補助金との併用は可能ですが、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が国(当機構)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。 当該地方公共団体等の補助金の制度が、当機構の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当機構からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。地方公共団体等の補助金と併用する場合は、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱等を提出してください。
42	本事業により導入する設備等は国からの他の補助金を受けてはならないという条件があるが、過去に補助金を受けていた場合も該当するのか。	今回、補助を受ける事業について、国からの他の補助金を受けていない(重複受給はない)ことが条件であり、過去の補助金は該当しません。
43	本事業は政治資金規正法の規制対象か。	今回の「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」については、政治資金規正法による寄付制限の例外に該当すると判断しています。
<b>消費税</b>		
44	消費税は補助対象か。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下の補助事業者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者

No.	質問	回答
<b>事業報告書</b>		
45	工事終了後も継続してデータの算出及び提出する必要があるか。	補助事業完了後、その年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間において、毎年度ごとの事業報告書を提出する必要があります。
46	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」の作成に当たり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよいか。	メーターについては、補助対象外です。新設設備について、個別の消費エネルギーを測定するメーターがない場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可としています。
47	CO2削減目標値を達成できなかった場合、どのような報告が必要か。	事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、その原因等を具体的にお示し頂くことになります。また、今後の対策(案)を提示頂くことがあります。事案によっては、補助金を返還して頂くこともあります。
<b>ファイナンスリース</b>		
48	ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引か。	当該リース取引を途中で解約できず(ノンキャンセラブル)、また、当該リース資産に係るコストをすべて負担する義務(フルペイアウト)を負うリース取引のことです。
49	転リース取引は当該補助の対象か。	補助対象となりません。
50	リース会社が申請した事業で、補助金返還に当たる事由があった場合、補助金を返還するのはリース会社か。	代表事業者であるリース会社に補助金の返還を命ずることとなります。
<b>その他</b>		
51	導入する設備の価格に最低金額はあるのか。	導入する設備の価格に、最低金額の設定は行っていません。
52	補助金はいつ頃入金されるのか。	事業完了後、実績報告書を提出し、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出して頂きます。その後、機構から補助金を振り込むこととなります。
53	補助金は誰に振り込まれるのか。	機構から申請者に振り込みます。
54	中小企業者に該当する/しないの判断基準は何か。	中小企業基本法第2条第1項に次のように規定されています。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(卸売業、サービス業、小売業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
55	実施計画書の「事業の効果」の項目に「※機器・設備の耐用年数の根拠資料を添付すること。」とあるが、具体的にどのような資料を添付すればよいか。	国税庁の耐用年数表の当該部分の抜粋を添付してください。また、メーカーの基準等を根拠資料として扱うことも認めていますので、当該資料を添付してください。
56	応募書類に不備(整合性がない・書類不足等)がある場合、何の連絡もなく申請は却下されるのか。	応募申請書類を受付後、申請書類を精査し、必要な場合は、機構から連絡させていただきます。
57	応募書類にある「事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し」とは、具体的にどのような書類か。	営業用倉庫業者である証明書、貨物運送事業者である証明書等です。
58	リース会社が申請した事業で、当該ファイナンスリース会社がISO14001を取得している場合、実施計画書の【環境配慮への取組み】に記載する必要はあるのか。	ファイナンスリース会社がISO14001を取得していれば、当該社のISO認証取得状況も記載してください。
59	公募要領に記載されているISO14001、グリーン経営等の認証関係は必須条件か。	必須条件ではありませんが、採択時の審査対象となります。

No.	質問	回答
60	ランニングコストの減少額は、どのように算出すればいいか。	本事業で導入する設備等を維持するための費用であり、装置を動かすために必要な1年間当たりの光熱水料、メンテナンス費用、消耗品等の費用について、事業実施前・後でそれぞれ計算し、その費用の差額をランニングコストの減少額とします。なお、一般的な光熱水料とは、燃料費、電気代、水道代、ガス代等が想定されます。
61	法定耐用年数の期間内に会社の社名変更や合併によって使用者名が変わった場合、補助金の取扱いはどうなるのか。	使用者名の変更が社名変更や合併によるものであることが登記簿謄本等で確認できれば、補助金を返還する必要はありません。ただし、変更等の手続きが必要ですので、機構にご相談ください。
62	法定耐用年数の期間内に、使用者を支店から本店に変更することは問題ないか。	会社の組織内で使用者を変更する場合であっても、変更承認申請等の手続きが必要となりますので、機構にご相談ください。
63	事業の執行中に、国や機構が調査を行うことはあるか。	事業の執行状況の確認を含めて、国や機構が現地調査を行う場合があります。
64	交付決定後、事業を断念せざるを得ないケースが発生した場合、どのように対応すればよいか。	以下の規定が適用されます。 <b>【交付規程】</b> ○第8条第四号(交付の条件) ・補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。 ○第14条第1項及び第2項(交付決定の解除等) ・機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合は又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。(中略) ・機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。